別表三の二付表二　記載要領

1　この表は、法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

2　「連結法人間配当等の当期支払額　⑿」の欄は、その支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。次号及び第４号において同じ。）に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当該連結事業年度に支払う令第155条の23第１項（連結留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。）を記載すること。

3　「連結法人間配当等の当期受取額　⒀」の欄は、その支払に係る基準日に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当該連結事業年度に受け取る令第155条の23第１項に規定する配当等の額を記載すること。

4　「当期末配当等の額（連結法人間配当等の額を除く。）　⒂」の欄は、剰余金の配当又は利益の配当（その支払に係る基準日が当該連結事業年度に属するものでその支払に係る決議の日が当該連結事業年度終了の日の翌日から当該連結事業年度に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、当該基準日に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除く。）により減少する法第２条第18号の３（定義）に規定する連結個別利益積立金額を記載すること。

5　「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額　⒃」の欄は、各連結法人の法第81条の13並びに租税特別措置法第68条の91第４項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第68条の93の３第４項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定を適用しないものとした場合に法第81条の18（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した法人税の減少額として帰せられる金額並びに地方法人税法（平成26年法律第11号）第11条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）並びに租税特別措置法第68条の91第10項及び第68条の93の３第10項の規定を適用しないものとした場合に地方法人税法第15条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した地方法人税の減少額として帰せられる金額の合計額を記載すること。

6　「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額　⒄」の欄は、各連結法人の法第81条の13並びに租税特別措置法第68条の91第４項及び第68条の93の３第４項の規定を適用しないものとした場合に法第81条の18の規定により計算した法人税の負担額として帰せられる金額並びに地方法人税法第11条並びに租税特別措置法第68条の91第10項及び第68条の93の３第10項の規定を適用しないものとした場合に地方法人税法第15条の規定により計算した地方法人税の負担額として帰せられる金額の合計額を記載すること。

7　各連結法人において所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）第68条の14第５項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の15第５項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成27年旧措置法」という。）第68条の９第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合又は租税特別措置法第68条の67第１項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によること。

⑴　「別表一の二(一)「５」＋「７」のうち帰せられる金額　⒁」の欄の記載に当たつては、「別表一の二(一)「５」」の金額から、平成28年旧措置法第68条の14第５項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成28年旧措置法第68条の15第５項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成27年旧措置法第68条の９第11項の規定の適用がある場合には同条第１項から第３項まで（平成27年旧措置法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に係る部分の金額を、それぞれ控除して計算すること。

⑵　「別表一の二(一)「５」＋「７」のうち帰せられる金額　⒁」の欄の記載に当たつては、別表一の二(一)「10」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額を同欄の上段に外書として記載すること。

⑶　「連結親法人が中小連結親法人以外の場合　(⒁＋⒂－(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「10」－別表六の二(十)「19」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十八)「19」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十三)「25」－別表六の二(二十四)「９」)　⑯　から「住民税額　(⒁又は(⑯又は⑰)のいずれか多い金額)×16.3%　⑱」まで及び「調整個別帰属地方税額に係る控除額　((⒁又は⑳のいずれか多い金額)×16.3%)×20%　㉑」の各欄の記載に当たつては、上記⑵で外書きした金額を「⒁」に含めて計算すること。

8　「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額　⒂」の欄は、各連結法人の法第81条の18第１項に規定する個別所得金額に令第155条の25第１号（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の法人税の税率を乗じて計算した金額を記載すること。

9　「住民税額　(⒁又は(⑯又は⑰)のいずれか多い金額)×16.3%　⑱」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　連結親法人が租税特別措置法第68条の９第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人に該当する場合には「⑯又は」を消し、その他の場合には「又は⑰」を消すこと。

⑵　令第155条の25第１号に規定する個別所得金額がない場合には、「又は(⑯又は⑰)のいずれか多い金額」を消すこと。

10　「調整個別帰属地方税額に係る控除額　((⒁又は⑳のいずれか多い金額)×16.3%)×20%　㉑」の欄は、令第155条の25第１号に規定する個別所得金額がない場合には、「又は⑳のいずれか多い金額」を消すこと。